

【江東区】

洪水時の避難確保計画

【施設名： 特別養護老人ホーム 】
江東ホーム

平成 29 年 8 月 28 日 作成

様式編 目 次

江東区に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6

1 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を江東区長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 152 名	昼間 38 名	休日 117 名	休日 17 名
夜間 117 名	夜間 6 名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

施設所在地	東陽 2-1-2
避難場所	辰巳の森海浜公園・江東区辰巳 2-1-35



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体 制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ○江東区に洪水注意報発表 ○荒川(岩淵水門地点)氾濫注意情報発表	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ○江東区東陽に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ○江東区に洪水警報発表 ○荒川(岩淵水門地点)氾濫警戒情報発表	警戒体制確立	○洪水予報等の情報収集 ○保護者への事前連絡 ○周辺住民への事前協力依頼 ----- ○使用する資機材の準備 ○要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 ----- 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ○江東区東陽に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ○荒川(岩淵水門地点)氾濫危険情報発表	非常体制確立	○施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ○気象庁 HP (http://www.jma.go.jp/)
洪水予報・河川水位	江東区からのファックス インターネット ○「川の防災情報」の荒川の水位到達情報発表状況 ○「川の防災情報」の荒川の水位観測所の水位 ○気象庁 HP の洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線 テレビ ラジオ インターネット ○江東区のサイト(「防災情報 江東区」) (https://www.city.koto.lg.jp/bosai-top/index.html)

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について江東区長に報告する。
- ③江東区への連絡先は以下とする。
江東区（長寿応援課）03-3647-4331

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険も伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	辰巳の森海浜公園	(3130) m	☐ 徒歩 ☐ 車両 (5) 台
屋内安全確保	施設の 3 階		

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	☐ テレビ（3 台） ☐ ラジオ（5 機） ☐ タブレット端末（2 台） ☐ ファックス（2 台） ☐ 携帯電話（5 台） ☐ 乾電池（20 個） ☐ 携帯電話用バッテリー（3 個） ☐ その他（ ）
避難誘導	☐ 従業員名簿 ☐ 施設利用者名簿 ☐ 案内旗（1 枚） ☐ 携帯電話（5 台） ☐ 携帯電話用バッテリー（3 個） ☐ 携帯用拡声器（1 台） ☐ 懐中電灯（5 台） ☐ 乾電池（20 個） ☐ ライフジャケット（10 着） ☐ 蛍光塗料（1 個） ☐ その他（ ）
屋内安全 確保	☐ 水（3 日分） ☐ 食料（3 日分） ☐ 寝具（10 人分） ☐ 防寒具（10 人分） ☐ その他（ ）
利用者	☐ おむつ（100 枚） ☐ おしりふき（100 枚） ☐ おやつ（30 個） ☐ おんぶひも（3 個） ☐ 常備薬 ☐ その他（ ）
その他	☐ ウェットティッシュ（100 枚） ☐ ゴミ袋（10 枚） ☐ タオル（10 枚） ☐ その他（ ）

浸水を防ぐための対策
☐ 土嚢（20 個） ☐ 止水板（2 台） ☐ その他（ ）

8 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

- ・毎年 4 月に新規従業者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

- ・毎年 8 月に全従業者を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 7 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 6 月に行う全従業者を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を江東区長へ報